

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税及び都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、固定資産税及び都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和7年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税及び都市計画税に関する事務
②事務の概要	<p>行田市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>行田市内に土地、家屋、償却資産を所有する納稅義務者に対して、固定資産税及び都市計画税を賦課する。(償却資産については固定資産税のみ賦課する。)また、納稅義務者からの減免、特例及び非課税申請による固定資産税及び都市計画税の減免等を行う。住民等の申請に基づき、賦課情報等から各種証明書の発行を行う。</p> <p>行田市からは、固定資産税及び都市計画税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>賦課額に基づき収納業務及び還付充当業務を行い、納期限までに徵収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・固定資産税システム・宛名管理システム・収納管理システム・滞納管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税及び都市計画税賦課情報ファイル、土地情報ファイル、家屋情報ファイル、償却資産申告情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法 第9条第1項、別表24の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] [選択肢] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ※ 本事務においては情報提供ネットワークシステムによる「情報提供」は行わない。</p> <p>【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(番号法第19条第8号に基づく主務省令) 第2条の表の48の項及び第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課、収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部税務課 電話048-556-1111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、課税徴収事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	行田市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリの保管や廃棄について、以下の運用を行っている。 - 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 - USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 - 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 - 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 (2)所象人数 いつの時点の計数か	税務課長 小池 義憲 収納課長 吉田 明夫	税務課長 栗本 広宣 収納課長 橋本 雅至	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成30年9月25日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 (2)所象人数 いつの時点の計数か	税務課長 栗本 広宣 収納課長 橋本 雅至	課長	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	行田市は、固定資産税及び都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱い	行田市は、固定資産税及び都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱い		
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事業	行田市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱い	行田市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱い		
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	1) 固定資産税システム 2) 宛名管理システム	1) 固定資産税システム 2) 宛名管理システム		
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 (1)部	総務部 税務課 総務部 収納課	総務部 税務課、収納課		
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二	(別表第二における情報照会の根拠) 27の項		
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1		
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1		
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年6月15日	個人のプライバシー等の保護の宣言	行田市は、固定資産税及び都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱い	行田市は、固定資産税及び都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱い		
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事務	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 広報広聴課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 財産管理課	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 税務課、収納課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事務	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 財産管理課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 3. 情報の開示・訂正・利用停止	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和5年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	個人番号法第9条第1項 別表第一第16項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用	・番号法 第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用	事後	
令和5年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第一	番号法 第19条第8号 番号法施行規則 第19条	事後	
令和5年5月27日	I 関連情報 5. 特定個人情報ファイルを取扱う	行田市は、地方税法及び行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に關 する事務	行田市は、地方税法及び行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に關 する事務	事後	
令和5年5月27日	I 関連情報 6. 特定個人情報ファイルを取扱う	1) 固定資産税システム 2) 宛名管理システム	・固定資産税システム ・宛名管理システム	事後	
令和5年5月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱い	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和5年5月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱い	総務部 税務課	総務部 税務課、収納課	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2022/11/1	2025/11/1	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2022/11/1	2025/11/1	事後	
令和7年12月17日	IV リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策の追記	事後	様式変更に伴い新規記載